

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・経営者・管理職向けトップセミナーの開催 企業における仕事と生活の調和の取組を推進するため、関係団体と連携して、企業経営者や管理職を対象とした経営者・管理職向けトップセミナーを実施した。 ・「仕事と生活の調和」ポータルサイトの運営 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、社会全体での取組を推進するため、「仕事と生活の調和」ポータルサイトにおいて、国の施策、調査・研究、各主体の取組を掲載するとともに、「カエル！ジャパン」通信において、仕事と生活の調和に関する様々な情報を毎月2回発信している。
(3)	取組結果に対する評価		企業の経営者・管理者等に対し、制度等の環境整備をはじめとした先進事例を紹介することにより、ワーク・ライフ・バランスに係る意識を高めることができたと評価する。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、セミナーの開催等を通じて、仕事と生活の調和の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。また、関係団体と連携して適切な事例を選定する等して、経営者管理者の意識改革を進め、企業等における取組を促進する。 - また、「仕事と生活の調和」ポータルサイトにおいて企業等の取組事例の紹介や仕事と生活の調和推進に関する情報の充実を図り、機運の醸成に取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		セミナー人数 平成27年度～平成30年度：約1,550名 (平成27年度：300名、平成28年度：470名、平成29年度：380名、平成30年度：400名) 「カエル！ジャパン」通信登録件数：約4,600件(令和元年9月現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組(大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。
(2)	主な施策の取組状況		企業における男女均等取扱い等を確保するため、男女雇用機会均等法について事業主に対し周知・啓発や是正指導による履行確保を図るとともに、労働者と事業主との間の紛争について、都道府県労働局による紛争解決の援助や機会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速な解決を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		男女雇用機会均等法の履行確保や紛争解決の促進を図るための取組を通じて、男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き男女雇用機会均等法の周知・啓発を図るとともに、法違反の企業に対しては是正指導を行い、労働者や企業からの相談に適切に対応していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組(大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。
(2)	主な施策の取組状況		男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、企業表彰やセミナー等を実施し、好事例の普及を図った。 また、次世代法に基づく認定制度の周知を行うとともに、「女性の活躍・両立支援総合サイト」や「均等・両立推進企業表彰」により仕事と家庭の両立に向けた企業の取組を周知した(表彰の実施は平成30年度までの取組)。さらに、「仕事と育児カムバック支援サイト」において再就職セミナーやイベントなどの情報提供を行った。 育児目的休暇の導入を事業主の努力義務とすること等を内容とする育児・介護休業法の改正を行い、改正内容を含む育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、指導等により、同法の着実な履行確保を図っている。併せて、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰等を図るための「育休復帰支援プラン」の策定支援を行った。 育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行った。
(3)	取組結果に対する評価		男性従業員の育児参画等に積極的な企業や管理職の表彰、企業向けセミナーの開催、公式サイト等の運営等により、男性の育児参画について周知啓発が進んだ。 平成30年の男性の育児休業取得率は6.16%であり、令和2年までに13%とする目標の達成に向けて一層の取組が必要である。 両立支援等助成金の支給により、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		男性の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験談の周知広報を引き続き行うことで、男性の育児休業取得率向上を図る。 また、引き続き、次世代法に基づく認定制度の周知を行うとともに、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において、仕事と家庭の両立に向けた企業の取組を周知する。さらに、「仕事と育児カムバック支援サイト」において再就職セミナーやイベントなどの情報提供を行う。 引き続き育児・介護休業法の周知徹底・履行確保等を行うとともに、男性が育児休業をしやすくするための法制的な改善策として、弾力的な育児休業制度について、中長期的な視点に立って検討する。 両立支援等助成金の活用促進を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		イクメンプロジェクト公式サイトへのアクセス件数 平成30年度 467,955件 両立支援等助成金(育児休業等支援コース)支給件数:6,219件(H30年度) 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)支給件数:5,202件(H30年度) 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)支給件数:56件(H30年度) 両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)支給件数:20件(H30年度)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組(大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組(小項目)		—
	⑤具体的な取組(内容)		② 非正規雇用をめぐる問題への対応のため、正社員転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及、パートタイム労働・労働者派遣に関する対策等を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		○正社員を希望する方の正社員転換や非正規雇用を選択する方の待遇改善を推進するため、計画期間を令和3年3月までとする「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月正社員転換・待遇改善実現本部決定)を策定した。 ○パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)に基づく是正指導や専門家による相談・援助のほか、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。 ○さらに、「働き方改革の推進に関する関係法律の整備に関する法律」(平成30年6月29日成立、同年7月6日公布)により、非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)と正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備を行った。 ○派遣労働者については、キャリアアップ助成金等を活用して、派遣労働者の正社員化等についても引き続き取り組んでいる。さらに、雇用安定措置により、派遣先の直接雇用を依頼した者のうち、約2万人が実際に雇用された(平成29年度労働者派遣事業報告)。
(3)	取組結果に対する評価		○平成28年1月に、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定した。同プランの着実かつ効果的な推進を図るため、同プランの進捗状況を毎年把握、公表している。また、中間年度である平成30年1月には、進捗状況を踏まえて同プランの改定を行った。 ○平成26年のパートタイム労働法の改正により、通常の労働者との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大し、雇い入れ時の事業主による説明義務及びパートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務を新設した。このうち、雇い入れ時の説明義務については、85%の事業所において実施されるなど、一定の成果があがっている。 ※パートタイム労働者総合実態調査(平成28年・厚生労働省) 採用時等においてパートへの処遇の説明を実施している事業所の割合 85.0%
(4)	今後の方向性、検討課題等		○引き続き、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進していく。 ○令和2年4月に施行される改正後のパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の円滑な施行に向け、引き続き企業への周知、支援に取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> 非正規から正規への移動率(男女別) 男性:32.0%(平成30年) 女性:18.6%(平成30年) ※総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した役員を除く雇用者で前職が非正規の職員・従業員である者のうち、現職が正規の職員・従業員である者の割合。
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、被害者の保護や支援を行う関係機関について情報提供を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・相談窓口や自立生活促進に関する制度・関係機関についてホームページに掲載することにより、被害者支援に係る様々な情報について、多くの国民に対して周知することができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・内閣府ホームページ掲載の「配偶者からの暴力被害者支援情報」については、適宜内容を更新し、最新情報の提供に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の安全の確保を図るとともに被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV等の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		
(4)	今後の方向性、検討課題等		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あてに発出した通知(技術的助言)を、会議等で周知を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・事業主体あて通知(技術的助言)を発出したことにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		■ 公営住宅における優先入居実施状況等(平成29年度) ・優先入居(母子世帯) : 750自治体 ・優先入居(老人世帯) : 813自治体 ・優先入居(特別低家賃) : 346自治体 ・優先入居(多子世帯) : 345自治体 ・優先入居(小さな子どもがいる) : 330自治体

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ア	就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		困難を抱える方の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等による包括的な支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		平成31年4月の改正法施行以降、各自治体において着実に取組を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		就労準備支援事業・家計改善支援事業については、今後3年間(令和元～3年度)を集中実施期間として、完全実施を目指すこととしている。両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県への国による助言等によるきめ細かな支援を実施するとともに、予算事業の活用も含め、市同士の連携や都道府県の関与など多様な形態での広域実施を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。 また、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。
(2)	主な施策の取組状況		・児童扶養手当受給者等を対象として、生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援を実施しており、特に、児童扶養手当の現況届を提出する8月には、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、地方自治体に臨時窓口を設置するなど、当該事業への誘導等を強化している。 ・マザーズハローワーク等において、ひとり親世帯を含む子育てをしながら就業を目指す女性等の就職支援を行った（令和元年度202か所）。 ・平成28年度から、ひとり親について、試行的な雇用から長期雇用につなげる道を拓くため、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用を可能とした。また、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）について、活用を促進した。
(3)	取組結果に対する評価		・生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数は増加しており、一定の成果はあるものと考ええる。 ・マザーズハローワーク等において、ひとり親世帯を含む子育てをしながら就業を目指す女性等の多様なニーズに応じたきめ細やかな再就職支援を推進することにより、68,693人の就職を実現した（平成30年度）。 ・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）、についても上記のとおり運用を改めるとともに活用の促進に取り組んでおり、ひとり親に対し、必要な支援がなされていると考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、生活保護受給者等就労自立促進事業による児童扶養手当受給者等への就労支援、マザーズハローワーク等におけるニーズに応じたきめ細やかな就労支援、およびトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給に取り組む。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者の数：前年度以上（毎年度） 男女計：34,906件（男性：2,016件、女性：32,890件）（平成29年度） 男女計：32,813件（男性：1,845件、女性：30,968件）（平成30年度） （厚生労働省職業安定局調べ） <参考指標> マザーズハローワーク事業の実績 ・拠点数 202か所（令和元年度） （出典）厚生労働省調べ

(6)	参考データ、関連 政策評価等	・生活保護受給者等就労自立促進事業 児童扶養手当受給者の就職者数 22,726件(平成29年度) 24,151件(平成30年度) (厚生労働省職業安定局調べ) ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給決定件数: 平成28年度:25,757件の内数、平成29年度:20,349件の内数、平成30年度:16,458件 の内数 ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定件数: 平成28年度:157,354件の内数、平成29年度:146,571件の内数、平成30年度:147,413 件の内数
-----	-------------------	---

府省名: 厚生労働省

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組(大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		① ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。 ② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ 家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行う。 ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等、経済的支援策を実施する。児童扶養手当については、機能の充実について、財源確保と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄等の状態にある児童の支給要件について周知を図る。 ③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。 ④ 離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。 ⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・ ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		①就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスを行う「母子家庭等就業・自立支援事業」、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合にその費用の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施した。 ②生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ることを目的とした「ひとり親家庭等生活向上事業」、修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」をひとり親家庭等の居宅、家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所などにおいて実施した。また、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とした「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付を引き続き実施している。さらに、児童扶養手当の機能の充実について、平成28年8月から多子加算額を最大倍増したほか、自治体の窓口で配布するパンフレット等において、手当の支給要件等について十分な説明を行うよう、引き続き周知を行った。 ③地方自治体の窓口母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置し、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」を実施した。 ④自治体における、弁護士等による養育費相談の実施を支援する「養育費等支援事業」の他、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施する「養育費相談支援センター事業」を実施している。 ⑤ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等(「児童訪問援助員(ホームフレンド)」)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)」を平成27年度まで実施した。 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る「子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)」を平成28年度から実施している。

(3)	取組結果に対する評価	①平成29年度における母子家庭等就業・自立支援事業の就業相談の延べ件数は75,537件、就業支援講習会の受講者延べ人数は28,072人、就業情報提供件数は102,539件となっている。平成29年度におけるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の事前相談件数は201件、支給件数は50件となっている。 ②平成29年度における「ひとり親家庭等生活向上事業」の実施自治体数は全国927か所、家庭生活支援員の派遣実績は実件数3,023件、延べ件数38,304件となっている。 ③平成29年度におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の就業支援専門員の配置状況は61名、就業相談件数は19,091件となっている。 ④平成29年度における弁護士によるひとり親の養育費相談の実施自治体数は全国105カ所(うち、都道府県・指定都市・中核市は90カ所)となっている。 また、平成30年度の養育費相談支援センターにおける相談延べ件数は7,516件、母子家庭等就業・自立支援センターによる相談件数は平成29年度において5,724件となっている。 ⑤平成29年度における「子どもの生活・学習支援事業」の延べ利用人数は232,391人となっている。																																																								
(4)	今後の方向性、検討課題等	今後もひとり親家庭の親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。 また、弁護士によるひとり親の養育費相談については、自治体の実施体制の確保が困難であったことなどを理由に、成果目標は未達であったが、引き続き当該事業が着実に実施できるよう推進していく。																																																								
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> ・弁護士によるひとり親の養育費相談の実施 105都道府県市(うち、都道府県・政令市・中核市は90カ所)(平成29年度) (出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」 <参考指標> ・養育費を受け取っている母子世帯の割合 24.3%(平成28年度) (出典)厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」 ・自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合 94.5%(平成29年度)(出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」 ・高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合 96.5%(平成29年度)(出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」																																																								
(6)	参考データ、関連政策評価等	1 自立支援教育訓練給付金支給件数 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>1,004件</td><td>647件</td><td>641件</td><td>816件</td><td>1,965件</td></tr></table> 2 自立支援教育訓練給付金における就業実績 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>675件</td><td>488件</td><td>513件</td><td>637件</td><td>1,619件</td></tr></table> 3 高等職業訓練促進給付金支給件数 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>7,875件</td><td>6,961件</td><td>5,768件</td><td>7,110件</td><td>7,312件</td></tr></table> 4 高等職業訓練促進給付金における資格取得者数及び就業実績 <table><tr><td></td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>資格取得件数</td><td>3,212件</td><td>28,044件</td><td>2,256件</td><td>2,475件</td><td>2,585件</td></tr><tr><td>就業実績</td><td>2,631件</td><td>2,217件</td><td>1,785件</td><td>1,920件</td><td>1,993件</td></tr></table> ※子ども家庭局家庭福祉課調べ(男女別の数値は把握していない。) 養育費相談支援センターで受けつけた養育費等に関する相談延べ件数 <table><tr><td>年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>7,984件</td><td>7,780件</td><td>7,516件</td></tr></table>	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	1,004件	647件	641件	816件	1,965件	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	675件	488件	513件	637件	1,619件	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件	7,312件		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	資格取得件数	3,212件	28,044件	2,256件	2,475件	2,585件	就業実績	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件	1,993件	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	件数	7,984件	7,780件	7,516件
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
1,004件	647件	641件	816件	1,965件																																																						
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
675件	488件	513件	637件	1,619件																																																						
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
7,875件	6,961件	5,768件	7,110件	7,312件																																																						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																					
資格取得件数	3,212件	28,044件	2,256件	2,475件	2,585件																																																					
就業実績	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件	1,993件																																																					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																							
件数	7,984件	7,780件	7,516件																																																							

府省名: 厚生労働省

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。 ② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ 家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行う。 ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等、経済的支援策を実施する。児童扶養手当については、機能の充実について、財源確保と併せて検討するとともに、父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄等の状態にある児童の支給要件について周知を図る。 ③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。 ④ 離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。 ⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・ ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		①就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスを行う「母子家庭等就業・自立支援事業」、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合にその費用の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施した。 ②生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ることを目的とした「ひとり親家庭等生活向上事業」、修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」をひとり親家庭等の居宅、家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所などにおいて実施した。また、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とした「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付を引き続き実施している。さらに、児童扶養手当の機能の充実について、平成28年8月から多子加算額を最大倍増したほか、自治体の窓口で配布するパンフレット等において、手当の支給要件等について十分な説明を行うよう、引き続き周知を行った。 ③地方自治体の窓口にも母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置し、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」を実施した。 ④自治体における、弁護士等による養育費相談の実施を支援する「養育費等支援事業」の他、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施する「養育費相談支援センター事業」を実施している。 ⑤ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等（「児童訪問援助員（ホームフレンド）」）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」を平成27年度まで実施した。 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る「子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）」を平成28年度から実施している。

(3)	取組結果に対する評価	①平成29年度における母子家庭等就業・自立支援事業の就業相談の延べ件数は75,537件、就業支援講習会の受講者延べ人数は28,072人、就業情報提供件数は102,539件となっている。平成29年度におけるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の事前相談件数は201件、支給件数は50件となっている。 ②平成29年度における「ひとり親家庭等生活向上事業」の実施自治体数は全国927か所、家庭生活支援員の派遣実績は実件数3,023件、延べ件数38,304件となっている。 ③平成29年度におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の就業支援専門員の配置状況は61名、就業相談件数は19,091件となっている。 ④平成29年度における弁護士によるひとり親の養育費相談の実施自治体数は全国105カ所(うち、都道府県・指定都市・中核市は90カ所)となっている。 また、平成30年度の養育費相談支援センターにおける相談延べ件数は7,516件、母子家庭等就業・自立支援センターによる相談件数は平成29年度において5,724件となっている。 ⑤平成29年度における「子どもの生活・学習支援事業」の延べ利用人数は232,600人となっている。																																																								
(4)	今後の方向性、検討課題等	今後もひとり親家庭の親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。 また、弁護士によるひとり親の養育費相談については、自治体の実施体制の確保が困難であったことなどを理由に、成果目標は未達であったが、引き続き当該事業が着実に実施できるよう推進していく。																																																								
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> ・弁護士によるひとり親の養育費相談の実施 105都道府県市(うち、都道府県・政令市・中核市は90カ所)(平成29年度) (出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」 <参考指標> ・養育費を受け取っている母子世帯の割合 24.3%(平成28年度) (出典)厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」 ・自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合 94.5%(平成29年度)(出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」 ・高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合 96.5%(平成29年度)(出典)厚生労働省「家庭福祉課調べ」																																																								
(6)	参考データ、関連政策評価等	1 自立支援教育訓練給付金支給件数 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>1,004件</td><td>647件</td><td>641件</td><td>816件</td><td>1,965件</td></tr></table> 2 自立支援教育訓練給付金における就業実績 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>675件</td><td>488件</td><td>513件</td><td>637件</td><td>1,619件</td></tr></table> 3 高等職業訓練促進給付金支給件数 <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>7,875件</td><td>6,961件</td><td>5,768件</td><td>7,110件</td><td>7,312件</td></tr></table> 4 高等職業訓練促進給付金における資格取得者数及び就業実績 <table><tr><td></td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr><tr><td>資格取得件数</td><td>3,212件</td><td>28,044件</td><td>2,256件</td><td>2,475件</td><td>2,585件</td></tr><tr><td>就業実績</td><td>2,631件</td><td>2,217件</td><td>1,785件</td><td>1,920件</td><td>1,993件</td></tr></table> ※子ども家庭局家庭福祉課調べ(男女別の数値は把握していない。) 養育費相談支援センターで受けつけた養育費等に関する相談延べ件数 <table><tr><td>年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>7,984件</td><td>7,780件</td><td>7,516件</td></tr></table>	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	1,004件	647件	641件	816件	1,965件	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	675件	488件	513件	637件	1,619件	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	7,875件	6,961件	5,768件	7,110件	7,312件		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	資格取得件数	3,212件	28,044件	2,256件	2,475件	2,585件	就業実績	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件	1,993件	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	件数	7,984件	7,780件	7,516件
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
1,004件	647件	641件	816件	1,965件																																																						
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
675件	488件	513件	637件	1,619件																																																						
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																						
7,875件	6,961件	5,768件	7,110件	7,312件																																																						
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																					
資格取得件数	3,212件	28,044件	2,256件	2,475件	2,585件																																																					
就業実績	2,631件	2,217件	1,785件	1,920件	1,993件																																																					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																							
件数	7,984件	7,780件	7,516件																																																							

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化等を通じ、居住の安定を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		・貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あてに発出した通知(技術的助言)を、会議等で周知を図った。 ・地域優良賃貸住宅において、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		・事業主体あて通知(技術的助言)を発出したことにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。 ・地域優良賃貸住宅における家賃低廉化等に要する費用に対して支援を行うことで、多子世帯を含む、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給の促進が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。 ・地域優良賃貸住宅において、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を引き続き実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		■公営住宅における優先入居実施状況等(平成29年度) ・優先入居(母子世帯) : 750自治体 ・優先入居(老人世帯) : 813自治体 ・優先入居(特別低家賃) : 346自治体 ・優先入居(多子世帯) : 345自治体 ・優先入居(小さな子どもがいる) : 330自治体

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。 ④ 離婚時の養育費の取決めを促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに関する情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		離婚する当事者に対して、養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届の用紙との同時交付を実施した。 第4次男女共同参画基本計画策定以降、令和元年に債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法の改正を行った。
(3)	取組結果に対する評価		現在、離婚届の用紙に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の60～65%で推移している。養育費の分担の取決めを更に促進し、養育費の分担について、離婚届の用紙において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。 令和元年の民事執行法の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、現行の財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された。この改正は、養育費の履行確保に資するものといえる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、離婚する当事者に対して、養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時交付する。新制度を周知するため、関係機関等にパンフレットやポスターを配布する準備を行う。 改正法の附帯決議を踏まえ、新設された第三者からの情報取得手続等に関し、改正法施行後の実務の運用状況等を調査することや、公的機関による養育費等の履行確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施することなどを検討する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・生活困窮世帯等の子供への学習支援や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ・ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・貧困等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。 ・学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校等におけるスクールソーシャルワーカーの配置を推進している。 ・地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画による、学習支援を含む地域学校協働活動を推進している。 ・平成26年度から低所得世帯を中心として段階的に幼児教育の無償化を実施し、令和元年10月からは、3～5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化している。 ・低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金事業を実施しており、給付額の増額など制度の拡充を図っている。 ・真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和2年4月から授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。
(3)	取組結果に対する評価		・平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。 ・平成31(2019)年度までに、原則としてSSWを全中学校区に配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全中学校区に配置するために必要な予算を計上した。 ・地域学校協働活動を推進するための地域学校協働本部は年々増加しており、令和元年度予算上、7,000本部整備(平成30年11月現在 6,190本部)している。 ・幼児教育の無償化については、第4次男女共同参画基本計画の記載以上の取組である。 ・家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、高校生等奨学給付金事業を実施することで、低所得世帯の教育費負担の軽減を図っており、もって教育の機会均等に寄与している。 ・高等教育の修学支援新制度については制度の円滑な実施に向けて具体的な準備を進めていく。

(4)	今後の方向性、検討課題等	・各自治体におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。 ・2022年度までに、全小中学校区において地域学校協働活動が行われることを目指す。 ・幼児教育の無償化を円滑に実施する。 ・引き続き高校生等奨学給付金事業を着実に実施し、低所得世帯の教育費負担の軽減に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	<SCIによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 (出典)文部科学省調べ <SSWによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校: 15,477校 ・高等学校: 1,357校 (出典)文部科学省調べ <高等学校等進学率> 男: 98.3%(H26) → 98.8%(H30) 女: 99.0%(H26) → 99.2%(H30) (出典)文部科学省「学校基本調査」を基に算出 <生活保護受給世帯の高等学校等進学率> 91.1%(H26) → 93.7%(H30) (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。 ・ <u>生活困窮世帯等の子供への学習支援</u>や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生徒等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ・ ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行っている。 ・生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」を平成30年に創設。また、生活保護世帯の子どもが、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を平成30年4月から実施している。
(3)	取組結果に対する評価		・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)により改正生活困窮者自立支援法が平成31年4月に全面施行。従来の「子どもの学習支援事業」を、学習支援のみならず生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加した「子どもの学習・生活支援事業」として、事業内容を強化した。 ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率は平成30年4月1日時点で36%で、平成28年4月1日時点の33.1%と比べると上昇している。 ただし、男女別の進学率は未把握であるとともに、進学準備給付金が創設されて以降の大学等進学率も現時点では判明していないため、当該取組の評価は不可能。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・生活支援に関する効果的な取組事例を収集・展開することにより、事業の質の向上を図る。 ・生活保護世帯の子どもの自立を助長するためにも、当該取組について保護者や子どもに更なる周知を図り、子どもの進路選択を支援する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	生活保護世帯の大学等進学率 36%(平成30年4月1日時点)
-----	-------------------	--------------------------------

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥ ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開する。
(2)	主な施策の取組状況		生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもたちが、自らの可能性を信じて、将来の夢に挑戦できる社会の実現を目指し、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)において、「国、地方公共団体、民間の企業・団体等のネットワークを構築し、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。」、「国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。」こととされている。 平成27年10月に「子供の未来応援基金」を創設し、ひとり親世帯への包括的支援等を行う団体を支援している。また、子供の貧困の現状や官公民の取組について積極的に情報発信し、国民運動への理解・参画を促進するなど、第4次男女共同参画基本計画以降も国民運動を引き続き推進している。
(3)	取組結果に対する評価		現在内閣府としては、 ・国民運動への参加拡大(基金への寄付等に参加する企業の拡大) ・WEBサイト、SNS等のコンテンツの充実・運用 ・フォーラム(企業と民間団体、自治体、住民等が一堂に会し、子供の貧困に関する状況共有や連携構築のきっかけづくりの場)の開催及びマッチング推進等を通じて、国民運動への理解・促進を推進し、ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、官公民の連携・協働プロジェクトを推進するとともに、子供の貧困の現状や官公民の取組について積極的に情報発信し、国民運動への理解・参画を促進し、社会全体で、ひとり親家庭等の自立を応援していく。 今後は、支援を必要とする団体と支援先を探す企業のマッチングやの推進や、支援情報の提供方法の改善に向けて検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標(第8分野)> ・大人1人と子供の世帯の相対的貧困率 47.7%(平成26年) 出典:総務省「全国消費実態調査」 50.8%(平成27年) 出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

(6)	参考データ、関連 政策評価等	<子供の未来応援基金の交付実績(4次計策定以降)> ・平成28年10月～平成29年9月 第1回 86団体採択(支援決定総額 約3億1500万円) ・平成30年4月～平成31年3月 第2回 79団体採択(支援決定総額 約2億6600万円) ・平成31年4月～令和2年3月 第3回 71団体採択(支援予定総額約2億800万円) <マッチング・フォーラムの開催実績(4次計策定以降)> ・平成28年度 (横浜市、札幌市、京都市) ・平成29年度 (さいたま市、新潟市、姫路市、高松市、仙台市、長野市、福岡市、柏市) ・平成30年度 (東京、盛岡市、周南市、名古屋市)
-----	-------------------	--

子供の未来応援国民運動

○ 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。



○ 子供の未来応援国民運動

(27年4月の国民運動発起人集会で採択された趣意書に基づき、同年10月よりスタート)

➡大綱が掲げる官公民の連携・協働プロジェクトを具体化したもの

子供の未来応援基金

支援情報の一元的な
集約・情報提供

NPO等とその活動を支援する
企業等とのマッチング事業

国民への広報・啓発活動
地域における交流・連携事業の展開



支援情報の検索

支援の種類又は
悩みごとを選んで検索

自治体ごとの
登録施設を検索

支援の種類を選択

知りたい支援の種類を選択してください。(複数選択可) **必須**

- 【教育の支援】
 - ☐ 就学や通学のための支援
 - ☐ 学習の支援
 - ☐ 多様な体験活動への支援
- 【生活の支援】
 - ☐ 食費、子育て支援の提供
 - ☐ 子供の経済的支援
 - ☐ 健康の維持
 - ☐ 食費、養育の提供
 - ☐ 子供の習い事の提供
 - ☐ 在宅介護への支援
- 【親の経済的支援】
 - ☐ 就労への支援
 - ☐ 学び直しへの支援
- 【その他】
 - ☐ 物品の交換・提供 (学用品、衣類、生活用品、電化製品など)
 - ☐ 人材の派遣 (ボランティア、芸術、調理等の指導、活動へのアドバイス)
 - ☐ 各種相談支援事業
 - ☐ その他

悩みごとを選択

テーマを1つ選択し、さらに、プルダウンメニューの中から、最も当てはまる悩みごとを選んでください。 **必須**

いま情報を探している「あなた」が、「こども」「わがもの」の場合

悩みごとを表示する ▼

いま情報を探している「あなた」が、「おや」「おとな」の場合

悩みごとを表示する ▼

検索したいキーワードがある方はこちらに入力してください (最大3ワードまで) **(任意)**

都道府県名 (例: 東京都)
市区町村名 (例: 千代田区)
主な対象 (例: 小学生)

(全角10文字以内)

検索結果を表示する >

目的

支援を必要とする方に、必要な支援 (情報) を届ける

- 国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策 (支援情報) を一元的に集約し、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備
- 当事者自身はパソコン等を有していない可能性もあり、主にその支援者が、当事者から相談を受けながら、必要な支援をコーディネートするための利用を想定
- 当事者へ配慮し、「進学したいけどお金がない」、「お腹が空いたけど食べ物を買うお金がない」等、当事者が有する具体的な悩みごとからも支援情報が検索可能
- 「ひとり親家庭の相談窓口」を登録することにより、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口 to 確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行い、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる

機能

- 中央省庁、都道府県及び約1,300市区町村の施策を掲載 (31年1月31日現在)
- 支援の種類、悩みごととの種類 (計60を設定)、フリーワード、施策の実施主体から検索が可能

国民運動におけるマッチング事業

マッチングサイト

<https://www.kodomohinkon.go.jp/matching/>

○企業ができる協力内容と、NPO等のニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにしたもの。

(特徴)

- ・ホームページ上で実施するため全国的なマッチングが可能
- ・多様なニーズに対応可能

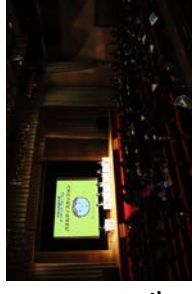


マッチングフォーラム

○企業とNPO等団体の、顔の見える交流を行うもの。

(特徴)

- ・支援をする側と支援される側が直接会うことで、マッチングを促進



マッチングネットワーク推進協議会

○全国的にネットワークを有する団体が当該団体に加盟する団体と企業とをつなぐもの。

(特徴)

- ・比較的大規模な支援にも対応可能

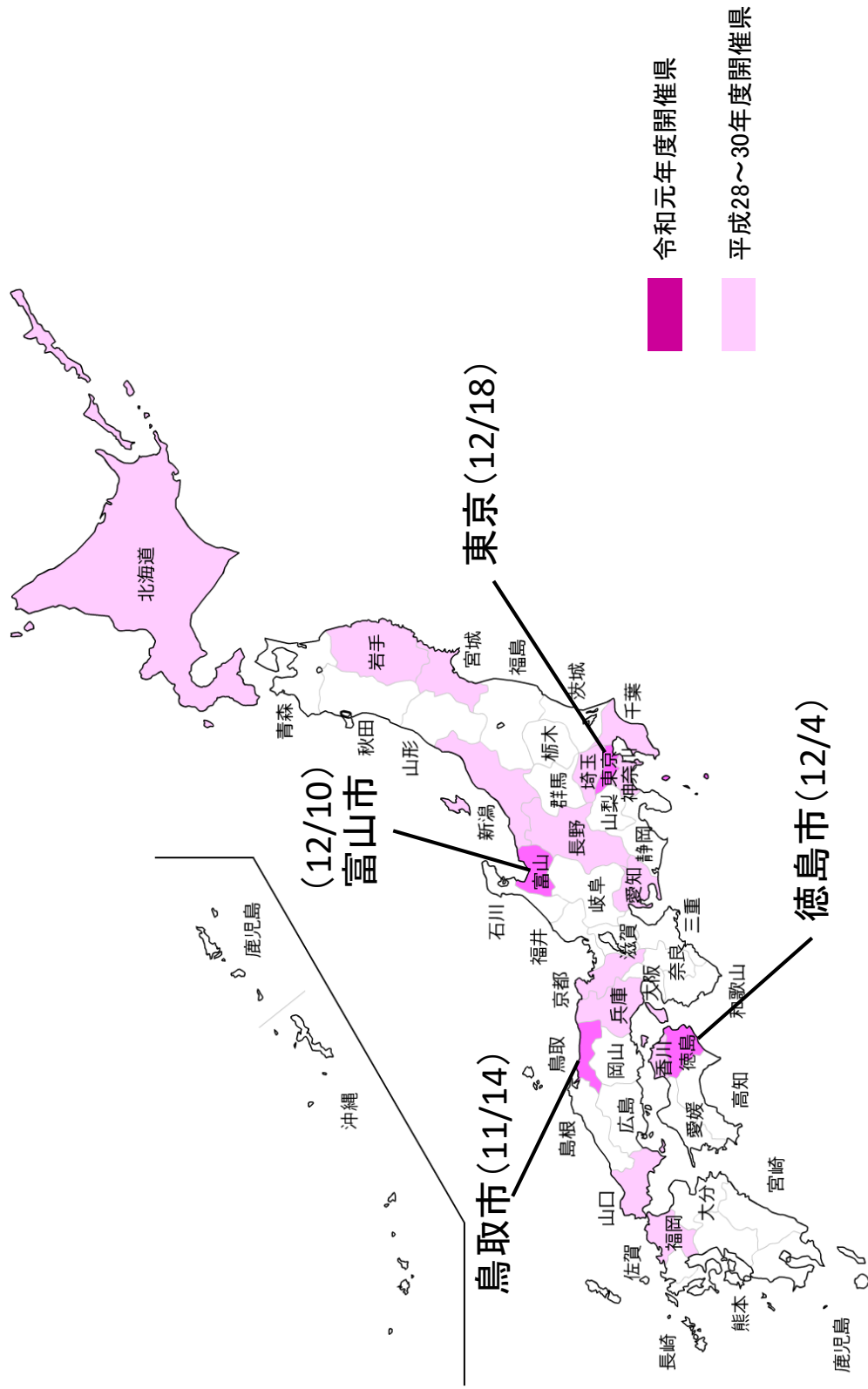


子供の未来応援フォーラム

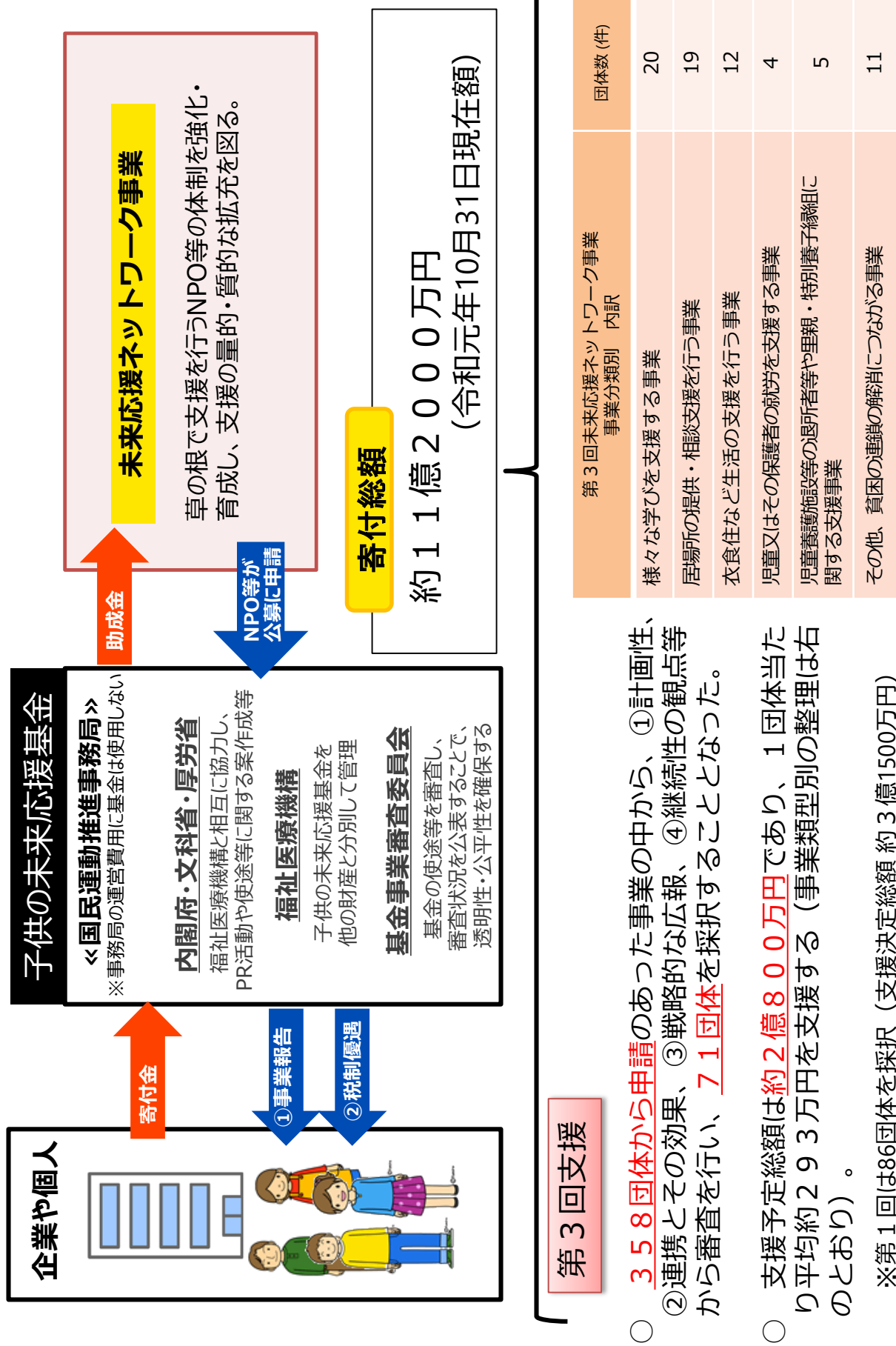
企業、NPO等の団体、市民、自治体等が、地域の実情を踏まえて、支援に向けた一歩を踏み出していただけよう、子供の貧困対策に係る情報提供や支援を必要とする団体と支援を行う企業等とのマッチング（交流）の場づくりとして、開催。

平成28年度は横浜市、札幌市、京都市で、平成29年度は、8つの自治体（さいたま市、新潟市、姫路市、高松市、仙台市、長野市、福岡市、柏市）で、平成30年度は4つの自治体（東京、盛岡市、周南市、名古屋市）でマッチングフォーラムを開催。

令和元年度は、「子供の未来応援フォーラム」に改称し、全国4か所（東京、富山市、鳥取市、徳島市）で開催。



子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）



- 358団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、71団体を採択することとなった。
- 支援予定総額は約2億800万円であり、1団体当たり平均約293万円を支援する（事業類型別の整理は右のとおり）。
 - ※第1回は86団体を採択（支援決定総額 約3億1500万円）
 - 第2回は79団体を採択（支援決定総額 約2億6600万円）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	子供・若者の自立に向けた力を高める取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝えとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。 ② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。 ③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・チャレンジ精神やコミュニケーション力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した小・中学校等における起業体験活動の推進、及び小学校における進路指導の在り方に関する調査研究を実施している。 また、令和2年度から順次実施される新学習指導要領において、小・中・高等学校について「キャリア教育の充実」を明記するとともに、小・中・高等学校を通じてキャリア教育が体系的に推進されるよう規定した。 更に、新学習指導要領の実施に向けて、児童生徒が将来の進路等を考え活動することなどに活用する教材「キャリア・パスポート」の導入・活用に向け調査研究を行い、その成果を踏まえて文部科学省において教師用・児童生徒用の例示資料を作成し、平成31年3月に全都道府県教育委員会等に周知した。 これらの取組を通じて、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育を推進している。 ・大学における教育内容は、各大学の自主的・自律的な判断のもとで決定されるものであるが、文部科学省では大学設置基準を改正し、平成23年度よりキャリア教育の実施のための体制の整備を各大学に義務付けている。 女子大等含め各大学の教務担当者が集まる会議等において、一般的なキャリア教育の推進について資料配布・説明により促進している。 ・文部科学省では、高等学校卒業予定者の就職内定状況調査において、男女別就職率等を集計し、公表している。 また、厚生労働省と連携し、高等学校の進路指導担当等とハローワークのジョブサポーターとの連携を通じた就職支援の充実を図っている。 更には、高校中退者等への切れ目のない支援の実施を推進するよう、高等学校等と地域若者サポートステーション等との連携強化について、文部科学省と厚生労働省との連名通知により各教育委員会等に依頼を行った。 ・大学等については、関係省庁と連携し、大学の就職相談員等と新卒応援ハローワークのジョブサポーターとの連携による学生に対する個別支援を徹底し、きめ細やかな対応に取り組んでいる。 ・不登校等様々な課題を抱える児童生徒に対し、関係機関と連携した支援を行うことができるようスクールソーシャルワーカー等の配置を推進している。

(3)	取組結果に対する評価	・文部科学省における各種施策を通じて、小学校からの起業体験活動や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、地域・社会や産業界と連携しながら、各教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、体系的なキャリア教育の取組が進められている。 ・第4次男女共同参画基本計画の記載内容を踏まえ、各大学に対してキャリア教育の推進について促進してきたところであり、大学(学部段階)において、女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を教育課程内で行っている大学数が、平成24年度には147校(19.8%)であったところ、平成28年度には244校(33.2%)に増加するなど、前進している。 ・高等学校卒業者の就職状況について、平成30年度の就職率は98.2%と過去最高水準となった。また、高等学校卒業者の就職率の男女差について、平成27年度の1.5%と比べて平成30年度は0.9%であり、男女差は減少傾向にある。 ・大学卒業者の就職状況については、ここ数年の景気の緩やかな回復傾向を受け、高水準を維持している。また、大学等やハローワークとの連携の促進やキャリア教育の推進といった取組もその要因の一つとして考えられる。 ・平成31(2019)年度までに、原則としてSSWを全中学校区に配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全中学校区に配置するために必要な予算を計上した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・令和2年度から順次実施される新学習指導要領を踏まえ、キャリア・パスポートの効果的な活用を通じて、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図っていく。 ・引き続き、各種会議で周知を図るなど、各大学における自主的な取組を促していく。 ・高等学校卒業予定者の就職状況については、引き続き、きめ細かな実態把握に努めるとともに、高等学校とハローワーク等の連携が促進され、きめ細かな就職支援が行われるよう取り組んでいく。 ・大学等卒業予定者の就職状況については、引き続き、就職を希望する全ての学生が就職できるよう支援する必要がある。 ・各自治体におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	○新規高等学校卒業者の男女別就職率 ・男子:98.3%(H28年3月卒)→98.5%(H31年3月卒) ・女子:96.8%(H28年3月卒)→97.6%(H31年3月卒) (出典)新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査 ○新規大学卒業者の男女別就職率 ・男子:96.7%(H28年3月卒)→97.3%(H31年3月卒) ・女子:98.0%(H28年3月卒)→97.8%(H31年3月卒) (出典)大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業(予定)者の就職(内定)状況調査 大学(学部段階)において、女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を教育課程内で行っている大学数(文部科学省調べ): 平成24年度:147校(19.8%) 平成28年度:244校(33.2%) <SSWによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校:15,477校 ・高等学校:1,357校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	子供・若者の自立に向けた力を高める取組
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		①若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。 ②ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行うための「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び活用を推進するとともに、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点である「子ども・若者総合相談センター」の機能の普及・高度化を図るため、地方公共団体を対象に、各地域の実情に応じて講習会等を行う事業を実施した。また、アウトリーチ(訪問支援)に関する研修を始めとする各種研修を実施した。 平成30年度に、満40歳以上の者を対象にひきこもりに関する調査を行った。
(3)	取組結果に対する評価		令和元年9月30日現在、125の地域に子ども・若者支援地域協議会が、90の地域に子ども・若者総合相談センターがそれぞれ設置されており、設置を推進することができた。また、平成28年度以降、内閣府が実施するアウトリーチ研修等にのべ647人が参加している。 ひきこもりに関する調査について、平成31年3月に結果を公表し、公的機関や民間支援機関の職員を対象とする研修などを通じて広報することができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の設置等を引き続き推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当なし
(6)	参考データ、関連政策評価等		該当なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	子供・若者の自立に向けた力を高める取組
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行う。 ③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・平成20年度秋以降の急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、新規学卒者等を取りまく就職環境は厳しい状況にあったが、平成22年度から新卒応援ハローワークを設置しジョブサポーターによる個別支援等きめ細かな就職支援を実施している。 ・フリーターについても、前述の理由から増加傾向にあったため、フリーター等の正規雇用化を促進するため平成24年度からわかものハローワーク等を設置し就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施するなどの取組を行っている。 ・いわゆるニート等の若年無業者(15歳～39歳)について、地域若者サポートステーションを全国177箇所設置(令和元年9月現在)し、職業的自立に向けた専門的個別相談等の支援を実施。
(3)	取組結果に対する評価		・新規学卒者等の就職支援については、ジョブサポーターによる個別支援等きめ細かな就職支援を実施するなどの取組の結果、平成30年度の学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者は約18.8万人となっている。 ・フリーター等の就職支援についても、就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施するなどの取組を行った結果、平成30年度の正社員化数は約24.6万人となっている。 ・平成30年度はサポステの支援を通じて、約1万人が就職又は公的職業訓練の受講につながり、同年度の新規登録者数に占める割合(就職等率)は62%(目標60%)となっており、効果的な支援を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き学卒ジョブサポーター、就職支援ナビゲーター等による正社員就職者数の目標を達成できるよう適切に推進する。 ・就職困難度の高い層の登録者割合が増加しており、課題に即した支援の専門性強化、人材育成を図ることで、困難な課題を抱えた支援対象者の就職につなげていく。また、関係機関のネットワークの下で、支援対象者の把握、登録への誘導の取組強化を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		・学卒ジョブサポーターによる正社員就職者数 目標値:16.9万人(平成30年度) ・ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数 目標値:28.9万人(平成30年度)
(6)	参考データ、関連政策評価等		・学卒ジョブサポーターによる正社員就職者数 実績値:18.8万人(平成30年度) ・ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数 実績値:24.6万人(平成30年度)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	子供・若者の自立に向けた力を高める取組
	④具体的な取組 (小項目)	—	—
	⑤具体的な取組 (内容)		ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		ひきこもり地域支援センターを都道府県及び指定都市へ順次設置し、平成30年度に全ての都道府県及び指定都市への設置が完了した。 平成30年度から、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化するため、福祉事務所設置自治体単位で実施する生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援体制を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターによる市町村へのバックアップ機能等の強化を図り、相互の連携を強化した。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年度にひきこもり地域支援センターの全ての都道府県及び指定都市への設置が完了する中、センターにおける相談件数が増加しており、ひきこもりの状態にある方への支援が着実に進められている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づき、社会参加に向けた支援を必要とする方への支援策として、身近な地域レベルでの相談窓口の周知・広報及び好事例の展開やひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援事業との連携強化等に取り組むこととしている。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する。
(2)	主な施策の取組状況		無年金の高齢者などへの対応として、平成29年8月から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮された。(平成29年8月施行) 年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、年間6万円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、令和元年10月より施行された(初回の支払いは、10月・11月分を12月に支給)。(令和元年10月施行)
(3)	取組結果に対する評価		年金の受給資格期間の短縮によって、新たに受給者となり、平成29年10月から平成31年3月までに初回の支払いがされた方(受給資格期間10年以上25年未満)は、約59.3万人となった。 令和元年10月施行の「年金生活者支援給付金制度」は、年金に上乗せして支払われる福祉的な給付であり、所得が一定以下の年金受給者に対して支援する重要な施策と評価できる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		—
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組(大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命の延伸を実現する。
(2)	主な施策の取組状況		健康寿命延伸プランを策定し、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の消失に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など新たな手法も活用し、Ⅰ次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等、Ⅱ疾病予防・重症化予防、Ⅲ介護予防・フレイル対策、認知症予防を中心に取組を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		平成28年度健康寿命 男性:72.14歳、女性:74.79歳と健康寿命は延伸し、また平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(平成22年からの増加)(男性:健康寿命 +1.72>平均寿命 +1.43、女性:健康寿命 +1.17>平均寿命 +0.84)についても達成出来ている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し(2016年比)、75歳以上とすることをめざす。2040年の具体的な目標(男性:75.14歳以上、女性:77.79歳以上)
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		平成28年度健康寿命 男性:72.14歳、女性:74.79歳 (出典)第11回健康日本21(第2次)推進専門委員会資料
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成27年1月27日厚生労働省公表)に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。
(2)	主な施策の取組状況		「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」については、平成29年7月5日、数値目標の更新や施策を効果的に実行するための改訂を行った。また、平成30年12月には、政府全体で認知症施策を更に強力に推進するため、「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月、「認知症施策推進大綱」(以下大綱という)がとりまとめられた。
(3)	取組結果に対する評価		平成29年7月の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の改訂において、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェの設置などの15項目について、令和2(2020)年度末の目標を設定し、その目標に向けて着実に事業が進められている。 認知症サポーターの養成については、大人だけでなく小学生にも広げると共に、認知症の方にも関わることの多い業界(金融機関、交通機関、マンション管理など)でも拡大した。また、新オレンジプランを契機に新たな取り組みを開始した自治体も多く、認知症の人を含む高齢者を支援する地域資源は着実に増加している。 大綱においては、引き続き「共生」を重視しつつ、「予防」の取組も一層強化し、車の両輪として取組を推進していくこととし、これまでの新オレンジプランからさらに施策の充実が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		大綱の対象期間は、令和7(2025)年までとされており、施策ごとに設定された「KPI/目標」に沿って、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を着実に推進させる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		－

(6)	参考データ、関連 政策評価等	・認知症サポーター数:11,922,018人(令和元年9月末現在) ※男女別の数値は把握していない。 ・認知症初期集中支援チーム設置自治体:1,741市町村(令和元年9月末現在) ・認知症カフェ設置自治体:1,412市町村(平成31年3月末) ・認知症施策について、厚生労働省評価官室で、平成30年度の実績評価(第3者評価)を受けている。
-----	-------------------	---

実績評価書

(厚生労働省30(X I－1－3))

施策目標名	総合的な認知症施策を推進すること(施策目標ⅩⅠ-1-3) 基本目標ⅩⅠ:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること								
施策の概要	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、平成27年1月に関係省庁と共同で策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて(新オレンジプラン)」(平成29年7月改定)に基づき、認知症施策を推進している。								
施策実現のための背景・課題	1	我が国の認知症高齢者数は、平成24年で462万人と推計されており、2025(令和7)年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。今や誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。							
	2	本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるようにする。認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。							
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由			
	目標1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援					社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図るとともに、認知症の人やその家族が集う取組を普及させる必要があるため。		
	(課題1)								
	目標2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供					本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。		
(課題2)									
施策の予算額・執行額等	区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,773,329,954千円の内数	2,877,841,185千円の内数	2,979,449,692千円の内数	3,067,602,220千円の内数	3,183,046,302千円の内数		
		補正予算(b)	111,046,426千円の内数	10,045,826千円の内数	▲2,090,853千円の内数	▲2,410,499千円の内数			
		繰越し等(c)	▲21,447,199千円の内数	19,121,917千円の内数	17,362,769千円の内数				
		合計(a+b+c)	2,862,929,181千円の内数	2,907,008,928千円の内数	2,994,721,608千円の内数				
	執行額(千円、d)		2,830,957,887千円の内数	2,844,715,479千円の内数	2,896,788,862千円の内数				
	執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-				
関連税制	-								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説			平成27年2月12日		認知症対策を推進します。早期の診断と対応に加え、認知症の皆さんが、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、環境を整えてまいります。			

達成目標1について		認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援								
測定指標	指標1 認知症サポーター数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までに1200万人を育成するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○
		611万人	611万人	750万人	883万人	1,015万人	1,144万人	1,200万人		
	年度ごとの目標値		－	前年度 (611万人)以上	前年度 (750万人)以上	前年度 (883万人)以上	前年度(1,015万人)以上			
	指標2 認知症カフェ設置市町村数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がる。家族など介護者の精神的身体的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置の推進を指標として選定した。認知症カフェについては、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までにすべての市町村で設置(1,741市町村)するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		－	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	(○)
		－	280市町村	722市町村	1,029市町村	1,265市町村	集計中	1,741市町村		
	年度ごとの目標値		038	前年度(280市町村)以上	前年度(722市町村)以上	前年度(1,029市町村)以上	前年度(1,265市町村)以上			

達成目標2について											
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供											
測定指標	指標3 認知症サポート医養成研修、 かかりつけ医認知症対応力 向上研修、一般病院勤務の 医療従事者認知症対応力向 上研修、看護職員認知症対 応力向上研修の修了者数の 合計値(太枠内は研修毎の 修了者数(内数)) (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修、看護職員認知症対応力向上研修のそれぞれの修了者数を指標として選定した。これらの修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までに32.7万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
		-	6.4万人	9.2万人	15.7万人	19.8万人	23.5万人	32.7万人			
		年度ごとの目標値									
			-	前年度(6.4万人)以上	前年度(9.2万人)以上	前年度(15.7万人)以上	前年度(19.8万人)以上				
		認知症サポート医養成研修修了者数									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
		-	0.4万人	0.5万人	0.6万人	0.8万人	1.0万人	1.0万人			
		年度ごとの目標値									
			-	前年度(0.4万人)以上	前年度(0.5万人)以上	前年度(0.6万人)以上	前年度(0.8万人)以上				
	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	4.2万人	4.8万人	5.3万人	5.8万人	6.3万人	7.5万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(4.2万人)以上	前年度(4.8万人)以上	前年度(5.3万人)以上	前年度(5.8万人)以上					
	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修修了者数										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	1.8万人	3.9万人	9.4万人	12.2万人	14.7万人	22.0万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(1.8万人)以上	前年度(3.9万人)以上	前年度(9.4万人)以上	前年度(12.2万人)以上					
	看護職員認知症対応力向上研修修了者数										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	-	-	0.4万人	1.0万人	1.5万人	2.2万人				
	年度ごとの目標値										
		-	-	-	前年度(0.4万人)以上	前年度(1.0万人)以上					
指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。認知症の人の介護にあたっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行の緩徐化させ、行動・心理症状を予防できるような形でサービスを提供することが求められる。このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のそれぞれの修了者数を指標として算定した。この修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、令和2年度末までにそれぞれ35.28万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。											
各研修の修了者数(内数)	指標4 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、 認知症介護指導者養成研修 の修了者数の合計値(太枠内は研修毎の修了者数(内数)) (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○	
		-	23.09万人	25.91万人	28.42万人	30.83万人	32.95万人	35.28万人			
		年度ごとの目標値									
			-	前年度(23.09万人)以上	前年度(25.91万人)以上	前年度(28.42万人)以上	前年度(30.83万人)以上				
		認知症介護実践者研修									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	19.7万人	22.2万人	24.4万人	26.5万人	28.3万人	30.0万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(19.7万人)以上	前年度(22.2万人)以上	前年度(24.4万人)以上	前年度(26.5万人)以上					
	認知症介護実践リーダー研修										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○		
	-	3.2万人	3.5万人	3.8万人	4.1万人	4.4万人	5.0万人				
	年度ごとの目標値										
		-	前年度(3.2万人)以上	前年度(3.5万人)以上	前年度(3.8万人)以上	前年度(4.1万人)以上					

認知症介護指導者養成研修									
基準値		実績値					目標値	主要な指標	達成
-		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○	○
-		1.9千人	2.1千人	2.2千人	2.3千人	2.5千人	2.8千人		
年度ごとの目標値									
		-	前年度(1.9千人)以上	前年度(2.1千人)以上	前年度(2.2千人)以上	前年度(2.3千人)以上			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②【目標達成】
	総合判定	(判定結果)A【目標達成】 (判定理由) 測定指標1、3、4については、目標値を達成している。 測定指標2については、平成30年度の実績値は集計中であるが、直近3ヶ年度の実績値は当該年度の目標値を上回っていることから、目標を達成しているとみなすことができると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 測定指標1については、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を増やすべく、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を行った結果、認知症に関する正しい知識を持った認知症サポーターが増加したことから、当該施策は有効に機能していると評価できる。 測定指標2については、認知症の人やその家族等介護者への支援として、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェが年々増加していることから、施策は有効に機能していると評価できる。 測定指標3、4については、認知症の人が持つ力を最大限に活かしながら、地域社会の中でなじみの暮らしや関係が継続できるように支援していくことが本人主体の医療・介護等の原則であることを、認知症の医療・介護に関わるすべての者が改めて共有するため、医療・介護現場における認知症への対応力向上研修を受講している医療・介護従事者が年々増加しており、施策は有効に機能していると評価できる。 以上を踏まえ、これらの取組は、新オレンジプランに基づき着実に進展していると評価できる。 (効率性の評価) 測定指標1については、年間3千万円弱の予算額(平成30年度:約2千8百万円)に対し、毎年度100万人以上の認知症サポーターが養成されており、効率的な取組が行われていると評価できる。 測定指標2については、地域支援事業(平成30年度:217億円)の予算の内数で、事業メニューの一つとして実施しているところであるが、年度毎の目標値も大幅に達成できており、効率的に取り組めていると評価できる。 測定指標3・4については、地域医療介護総合確保基金(平成30年度:約60億円)等の予算の内数において、認知症サポート医等の養成数や認知症介護実践者研修修了者数等は年度毎の目標値を確実に達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。

		(現状分析) 測定指標1については、認知症サポーターの数の量的な拡充に加え、今後は認知症の人と接することが多い業種(金融、交通等)におけるサポーター養成数の増加や、認知症サポーターによる支援チームが具体的支援を行う仕組み(チームオレンジ)にむけた活動の拡充に取り組んでいく。 測定指標2については、令和2年度の目標の達成にむけて毎年設置数は増加しているが、各市町村の実情に応じ、地域の身近な場に認知症カフェが設置されるよう、自治体内での複数箇所の設置など、支援の場として認知症カフェの取組が広まるよう、一層の推進を行っていく。 測定指標3、4については、認知症の人に対し適切な医療・介護サービスが提供されるよう、引き続き医療・介護従事者の認知症への対応力向上研修の受講の推進に取り組んでいく。
		(施策及び測定指標の見直しについて) いずれの測定指標においても目標達成が見込まれ、当該目標の達成にあたって施策の効果があらわれていると考えられる。今後は、令和元年から新たな事業として推進する、認知症サポーターによる具体的支援を行う仕組み(チームオレンジ)の活動など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて更に取り組んでいき、令和2年度末までの目標達成に向けて施策を推進していく。 また、本年6月には「共生」と「予防」を車の両輪とした「認知症施策推進大綱」が「認知症施策推進関係閣僚会議」にて決定された。今後は本大綱に沿った目標に向けて、認知症施策の更なる推進を図っていく。
		(予算要求について) 認知症施策推進大綱に基づき、共生と予防を両輪とする総合的な取組を推進するため、引き続き必要な予算を要求する。
	次期目標等への反映の方向性	(税制改正要望について) —
		(機構・定員について) —

学識経験を有する者の知見の活用	第8回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和元年7月19日開催)で議論いただいたところ、①今後はアウトカムを示す指標を設定すべきとのご意見があった。具体的には、チームオレンジが有効に機能しているかどうかを把握するアウトカム指標、認知症サポーターの増加によって、見守りや声かけ等の場面も含め地域がどのように変わったのか、更には、認知症サポーターのみならず、認知症の人やその家族を地域で支援する地域づくりの状況を把握するアウトカム指標を設定すべきとのご意見があった。また、②指標4については、新オレンジプランにおける目標設定と同様に、研修階層別に分けて表記すべき、③指標3・4に関連して、研修の受講結果として医療・介護の連携がどのように進んだのかを示す指標が必要であるとのご意見があった。 ①については、チームオレンジの取組により、認知症サポーターの活動状況がどのように変化したか、また地域での支援がどのように変化したかを把握する必要はあるが、その具体的な方法については、今後検討していく。 ②については、指標3とあわせて、内数についても分けて表記することとした。 ③については、研修受講により医療・介護の連携がどの程度進展したかを把握する必要はあるが、その具体的な方法については、今後検討していく。
-----------------	---

参考・関連資料等	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(概要)・本文付き URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nop_1.html
----------	--

担当部局名	老健局総務課認知症施策推進室	作成責任者名	室長 岡野 智晃	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------	--------	----------	----------	--------

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		②年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高齢者雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。 ⑥高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、高齢求職者に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に実施している。シルバー人材センター事業において、女性にも馴染みやすい介護、育児等の現役世代を支える分野や、サービス業等の人手不足分野の就業機会を拡大する取組を行った。
(3)	取組結果に対する評価		生涯現役支援窓口における支援対象者(65歳以上)については、8,992人(平成28年度)から35,346人(平成30年度)に増加した。 シルバー人材センターの女性会員数については、237,128人(平成28年度)から238,520人(平成30年度)に増加した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		働き方改革実行計画において、「2020年までに300箇所とする。」とされていることを踏まえ、令和2年度には、240箇所から300箇所に生涯現役支援窓口設置ハローワークを拡充する予定。 シルバー人材センターの会員数に占める女性の割合は全体の約1/3であり、高齢者の男女比率を踏まえると、女性の会員が少ない現状であるため、女性をターゲットとした会員拡充に努めるとともに、特にマッチングが難しいホワイトカラーとして活躍していた高齢者にも馴染む分野の職域拡大に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		国民文化祭の実施やスポーツ活動の促進、社会教育の指導者の資質向上、地域学校協働活動の推進等を通じ、高齢者の社会参画及び多様な学習機会の提供を図った。 また、大学における社会人入試の実施、科目等履修制度の実施等の履修形態の柔軟化、公開講座等の促進や、放送大学の充実・整備等を通じて、高齢者を含めた社会人の高等教育機関への受入れを促進した。
(3)	取組結果に対する評価		・社会参画及び多様な学習機会の提供の取組について、高齢者の生きがいを持った活躍に資するものであったと考えられる。 ・放送大学は在学生の約3割が60代以上となっており、高齢者の学びの場の一つとなっている。 ・大学・専門学校等における社会人受講者数は約50万人(2016年)、大学公開講座受講者数は約134万人(2016年)となっており、高齢者を含めた社会人に対する多様な学びの場の提供が行われている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も、引き続き、高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)等を踏まえ、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を進めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。 ⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき必要な取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)について見直しを行い、新たな高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)を策定した。 ・新たに策定した高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)に沿って、「高齢社会フォーラム」や「社会参加活動事例紹介」など、高齢者の社会参加を促進するための事業を実施している。また、高齢社会白書において、特徴的な取組を行っている自治体、民間団体の事例を掲載し、広報・啓発を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・高齢社会対策総合調査によると、「現在行っている社会的な活動」の調査項目において、「何らかの社会的活動を行っている」と回答した者の割合は平成28年度30.1%、平成29年度30.7%、平成30年度39.9%と着実に上昇しており、施策は有効に進められていると考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後、「団塊の世代」が75歳以上となり、高齢者像も多様化することから、「社会参加活動事例紹介」での事例紹介や、「高齢社会フォーラム」での広報・啓発、情報提供などにより、さらに高齢者の社会参加を促進するための取組を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 ⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。 イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備 ④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。
(2)	主な施策の取組状況		内閣府としては、毎年、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、顕著な功績又功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣による表彰を行い、優れた取組を広く普及させている。
(3)	取組結果に対する評価		内閣府は、施設整備費等の予算を持たないが、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を通して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等の優れた取組に対して、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣による表彰を行い、優れた取組を広く普及させることで、バリアフリー推進の一翼を担っている。 ＜参考指標＞バリアフリーの認知度 90.2%（平成26年度：4次計画策定時） →95.8%（平成30年度：男性95.4%／女性96.3%）に改善された。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を通して、優れた取組を広く普及させることで、バリアフリー推進の一翼を担っていきたい。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		＜参考指標（第9分野）＞ ・バリアフリーの認知度 95.8%（平成30年度：男性95.4%／女性96.3%） （出典）内閣府「平成30年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・社会資本整備重点計画に即して、歩行者・自転車利用者の安全通行の確保、交通の円滑化を図る観点から、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識・標示等の交通安全施設等の整備を重点的、効果的かつ計画的に推進している。
(3)	取組結果に対する評価		・「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく基本構想において各自治体により設定された重点整備地区の主要な生活関連経路等において、視覚障害者用付加装置等の音響機能や経過時間表示等を付加したバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、計画の要請を満たした。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・社会資本整備重点計画において、バリアフリー法に基づき重点整備地区の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を令和2年度までに100%とすることを目標としていることから、目標達成を目指し、施策の推進を継続する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		主要な生活関連経路上の横断箇所数である25,127箇所のうち、バリアフリー化率98.7%を達成した。(平成30年度末) 全国の主要な生活関連経路上の横断箇所数 25,127箇所 ・音響機能付加 11,176箇所 ・横断時間確保 4,600箇所 ・経過時間表示 301箇所 ・歩車分離式 250箇所 ・標識・標示の高輝度化 8,474箇所

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する
(2)	主な施策の取組状況		「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)や「交通政策基本計画」(平成27年2月閣議決定)等に基づき、関係省庁が、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を推進している。 このほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、平成30(2018)年5月にバリアフリー法の一部が改正を行った。
(3)	取組結果に対する評価		「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を進め、バリアフリー化を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、バリアフリー化の更なる推進を図る。また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動円滑化促進地区及び重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。 さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。また、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のバリアフリー化を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		・関連する成果目標及び参考指標なし
(6)	参考データ、関連政策評価等		・関連する成果目標及び参考指標なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)	－
	⑤具体的な取組 (内容)	企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。
(2)	主な施策の取組状況	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施した。
(3)	取組結果に対する評価	上記の取組を通じ、障害や年齢によるデジタル・ディバイドの解消に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	

(6)	参考データ、関連 政策評価等	助成金交付実績(男女別の数値を把握していない) ●デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発 平成28年度 5社 46,692,000円 平成29年度 3社 35,129,000円 平成30年度 4社 34,800,000円 令和元年度 2社 18,903,000円(交付決定額) ●情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金 平成28年度 4社 31,451,000円 平成29年度 5社 31,126,000円 平成30年度 5社 37,732,000円 令和元年度 6社 37,640,000円(交付決定額)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		【介護ロボット開発等加速化事業】(平成30年度実績) <u>(1)ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置</u> 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を全国に設置(50箇所)し、すべての協議会から介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットに係る具体的な開発提案をとりまとめた。 <u>(2)福祉用具・介護ロボット実用化支援事業</u> 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、介護ロボットの開発段階に応じ、介護現場でのモニター調査、試作機器等への専門職によるアドバイス支援、企業が進める開発に対する介護職員と企業の意見交換に係るマッチングを行った。 また、介護ロボットの普及のため、介護ロボットフォーラム(全国16箇所)を実施した。 <u>(3)介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業</u> 介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であることから、介護ロボットを活用した介護技術モデル(5モデル)をまとめた。
(3)	取組結果に対する評価		【介護ロボット開発等加速化事業】 (1)～(3)を一体的に実施することにより、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発、介護現場への普及が促進されるものと評価している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		【介護ロボット開発等加速化事業】 引き続き(1)～(3)を一体的に実施することにより、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発、介護現場への普及を促進する。 また、令和2年度概算要求では、新規メニューとして以下を要求している。 <u>○ 介護ロボットの開発・導入・活用支援の拠点の設置</u> 開発・導入・活用・改善の一連のプロセスを支援する拠点を設置し、介護現場、開発企業・大学、自治体等との連携により、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組(大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組(小項目)		—
	⑤具体的な取組(内容)		⑧ 企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発等を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		①「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(以下、「福祉用具法」という。)に基づき、(研)新エネルギー・産業技術総合研究開発機構(以下、「NEDO」という。)において、福祉用具の製品開発を担う企業とユーザー評価を担う機関・個人(福祉施設・介護施設)とが連携し、アクセシビリティ(利用しやすさ)に配慮した製品等の開発・実用化を支援する。 ②実用化開発の課題選定等に用いるため、ユーザーニーズを踏まえた情報収集を行うとともに、福祉用具によって、解決されることやその役割・魅力について普及活動を行う。 同法に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		助成事業について、年3～4件程度採択をしており、福祉用具の実用化開発を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づき、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るため、自治体等と連携して、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者への支援等に係る措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		2017(平成29)年度における対応状況は、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数が1,898件、虐待判断件数が510件であり、養護者による虐待の相談・通報件数が30,040件、虐待判断件数が17,078件である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも、高齢者の尊厳を守るため、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ア	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年4月から改正消費者安全法(平成21年法律第50号)が施行され、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定された。また、地方消費者行政強化交付金等を措置することにより、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置等体制整備に係る取組について支援を行った。
(3)	取組結果に対する評価		消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築を進めるため、先進事例集および設置の手引き等の作成・公表を行うなどの取組を進めた。また、架空請求対策パッケージの一環として、希望する各消費者安全確保地域協議会に対して啓発チラシを送付し被害未然防止の取組を進めた。 また、地方消費者行政強化交付金等の措置と合わせて「地方消費者行政強化作戦」を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置等に係る取組について進捗状況を把握するとともに、更なる促進について働き掛けることで、全国的な整備が着実に前進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		地方消費者行政強化交付金の活用等を通じて、消費者安全確保協議会について多くの地方公共団体において設置されるよう継続して支援する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。平成28年4月施行。)等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。 ⑦ 上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」(平成25年9月27日閣議決定)に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		障害者差別解消法及び同法第6条にの規定に基づく「基本方針」においては、「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること・・・に留意する」としており、この基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施している。また「基本方針」に即して、行政機関等は、不当な差別的取扱いを禁止し、過重な負担がない限り社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うよう各職員が適切に対応するための要領を、事業者には、不当な差別的取扱いを禁止し、過重な負担がない限り社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うことに努めるよう主務大臣が「対応指針」を定めている。 平成30年3月に「第4次障害者基本計画」を策定し、同計画において、「障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定し、及び実施する必要がある。障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定し、及び実施することが重要である」と、各分野に共通する横断的視点として明記した。
(3)	取組結果に対する評価		障害者差別解消法で定める「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、国の行政機関、全都道府県及び指定都市、並びに約4分の3の市町村においては、職員向けの「対応要領」を策定し、これに沿って適切な対応を行っている。また、事業所管大臣においては、事業者に向けた「対応指針」を策定し、事業者団体を通じて事業者に適切な対応を求めるなど、同法の円滑な施行に努めることにより、障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に進めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		障害者差別解消法については、同法の趣旨や求められる取組等について、引き続き普及啓発に取り組むとともに、同法附則に基づき、施行から3年経過後の見直しの検討を進めていく。障害者基本計画については、今後、実施状況のフォローアップを行い、障害者政策委員会において議論いただく予定。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年4月から改正消費者安全法(平成21年法律第50号)が施行され、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定された。また、地方消費者行政強化交付金等を措置することにより、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置等体制整備に係る取組について支援を行った。
(3)	取組結果に対する評価		消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築を進めるため、先進事例集および設置の手引き等の作成・公表を行うなどの取組を進めた。また、架空請求対策パッケージの一環として、希望する各消費者安全確保地域協議会に対して啓発チラシを送付し被害未然防止の取組を進めた。また、地方消費者行政強化交付金等の措置と合わせて「地方消費者行政強化作戦」を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置等に係る取組について進捗状況を把握するとともに、更なる促進について働き掛けることで、全国的な整備が着実に前進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		地方消費者行政強化交付金の活用等を通じて、消費者安全確保協議会について多くの地方公共団体において設置されるよう継続して支援する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・社会資本整備重点計画に即して、歩行者・自転車利用者の安全通行の確保、交通の円滑化を図る観点から、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識・標示等の交通安全施設等の整備を重点的、効果的かつ計画的に推進している。
(3)	取組結果に対する評価		・「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく基本構想において各自治体により設定された重点整備地区の主要な生活関連経路等において、視覚障害者用付加装置等の音響機能や経過時間表示等を付加したバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、計画の要請を満たした。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・社会資本整備重点計画において、バリアフリー法に基づき重点整備地区の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を令和2年度までに100%とすることを目標としていることから、目標達成を目指し、施策の推進を継続する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		主要な生活関連経路上の横断箇所数である25,127箇所のうち、バリアフリー化率98.7%を達成した。(平成30年度末) 全国の主要な生活関連経路上の横断箇所数 25,127箇所 ・音響機能付加 11,176箇所 ・横断時間確保 4,600箇所 ・経過時間表示 301箇所 ・歩車分離式 250箇所 ・標識・標示の高輝度化 8,474箇所

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。 ⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		②都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員による家庭訪問や相談等を行うとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度周知を行い、支援体制の強化を図る。 各都道府県に対し、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を要請するための研修等を実施している。 ⑤障害者総合支援法において、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護や外出時における移動中の介護など、障害者が必要な支援を受けることができるよう各種サービスの提供体制等の整備を行っている。 平成28年に障害者総合支援法を改正し(平成30年4月1日施行)、施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス(自立生活援助)や就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)といった新たなサービスを追加した。
(3)	取組結果に対する評価		②令和元年度予算においては、専門性の高い職員の配置など各自治体でさらなる体制整備の充実等を行うことができるよう「障害者虐待防止対策支援事業」を増額した。(4.9億円⇒6.1億円) ⑤障害者が必要な支援を受けることができるよう各種サービスの提供体制等を整備するとともに、新たなサービスを追加し、障害福祉サービス等の充実を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		②必要な予算を確保し、引き続き障害者虐待防止施策の推進に努める。 ⑤必要な障害福祉サービス等が的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援するため、引き続き障害福祉施策の充実を努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		②について <成果目標> — <参考指標> 障害者虐待の状況 判断件数 2,021件(平成29年度) (出典)厚生労働省「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」 ⑤について <成果目標> — <参考指標> —
(6)	参考データ、関連政策評価等		②地域生活支援促進事業費(うち障害者虐待防止対策事業) 令和元年度予算額: 605,685千円 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和元年度予算額: 13,104千円 ⑤障害者自立支援給付費負担金 令和元年度予算額: 1,179,215,024千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)	－
	⑤具体的な取組 (内容)	⑥ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。
(2)	主な施策の取組状況	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)や「交通政策基本計画」(平成27年2月閣議決定)等に基づき、関係省庁が、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を推進している。 このほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、平成30(2018)年5月にバリアフリー法の一部が改正を行った。
(3)	取組結果に対する評価	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を進め、バリアフリー化を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や「交通政策基本計画」等に基づき、バリアフリー化の更なる推進を図る。また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動円滑化促進地区及び重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。 さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。また、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のバリアフリー化を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	・関連する成果目標及び参考指標なし
(6)	参考データ、関連政策評価等	・関連する成果目標及び参考指標なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)や障害者雇用対策基本方針(平成26年3月31日厚生労働省告示第137号)等を踏まえた就労支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		障害者雇用促進法等に基づき、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施している。 また、平成25年の障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月1日から精神障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加するとともに、一般事業主における法定雇用率について、2.0%から2.2%に引上げを実施。 さらに、令和元年、障害者の活躍の場の拡大に関する措置及び国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を内容とする障害者雇用促進法の改正を実施。
(3)	取組結果に対する評価		雇用者数は、15年連続で過去最高を更新(平成20年:32.6万人、平成30年:53.5万人)ハローワークにおける障害者の年間就職件数は、10年連続で増加(平成20年度:44,463件、平成30年度:102,318件)
(4)	今後の方向性、検討課題等		改正法の円滑な施行に取り組むとともに、障害者の雇用の質の向上を図るための就労環境の整備等の推進、法定雇用率の引上げに対応した、障害者雇用ゼロ企業を含む中小企業に対する支援の推進、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化等に取り組むこととしている。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当なし
(6)	参考データ、関連政策評価等		該当なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	イ	障害者が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」(平成 25 年9月 27 日閣議決定)に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、字幕番組・解説番組等の制作費に対する助成を通じて、字幕番組・解説番組等の制作を促進している。また、字幕放送・解説放送等の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」(平成30年2月策定)を策定するとともに、毎年その実績を公表し、各放送局の自主的な取組を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の目標達成に向けて、字幕放送等の割合は着実に増加している。(指針の普及目標の対象となる放送番組に占める字幕放送時間の割合は、在京キー5局においては99.8%(平成30年度時点)。)
(4)	今後の方向性、検討課題等		視聴覚障害者・高齢者に対する放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するために、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることが必要であり、引き続き、上記施策に取り組み、各放送局の自主的な取組を促進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		-
(6)	参考データ、関連政策評価等		「平成30年度の字幕放送等の実績」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000243.html ※男女別の数値はなし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置している。 出入国在留管理庁においては、外国人が、継続的・安定的に、我が国で安心して生活できるように、法務省ホームページで出入国在留管理庁の施策について、掲載コンテンツの多言語化に向け所要の検討・手続を進めており、また、同ホームページに外国人の我が国における生活に有益となるポータルサイトを開設し、生活・就労に資する資料「生活・就労ガイドブック」を複数言語で展開を行っている。更に、各地の出入国在留管理局にインフォメーションセンターを開設し、各申請手続等の案内を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		平成31年4月から「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」の対応言語を6言語から10言語に拡大するなど相談体制の充実を図ることができた。 出入国在留管理庁においては、法務省ホームページや各地の出入国在留管理局のインフォメーションセンターにおいて、情報提供を行っており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」において、外国人の人権問題に関する相談に応じていく。 出入国在留管理庁においては、外国人が安心して快適に我が国で生活できるよう、必要な情報の多言語による提供や情報へのアクセス環境を拡大するなど、取組を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		＜参考指標＞ ・女性を被害者とする人権相談件数: 10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数: 19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。
(2)	主な施策の取組状況		○日本語指導者などに対する実践的な研修を実施している。 ○帰国・外国人児童生徒の受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を実施している。 ○外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校などへの就学促進等地方公共団体の取組を支援する定住外国人の子供の就学促進事業を実施している。 ○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進(学校教育法施行規則を一部改正、平成26年4月施行)している。 ○日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム「JSLカリキュラム」を作成し配付。 ○外国人児童生徒等教育に関わる教員等の資質向上を目指した研修を充実させるため、「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を作成し配付。 ○学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするための「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を作成し配付。 ○日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブック(ポルトガル語、中国語等7言語)を作成し配付。 ○外国人児童生徒等教育関係者を対象とした、学校・教育委員会等の体制作りの手引きである「外国人児童生徒受入れの手引き」を作成し配付(平成31年3月に改訂)。 ○外国につながるの児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」を運用。 ○増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を実施。 ○日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のため、これまで都道府県からの申請に応じて、毎年度の予算の範囲内で措置していた教員の加配定数について、対象児童生徒の数に応じて教員数を算定できるよう、基礎定数化を実施した(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を一部改正、平成29年4月施行)。

(3)	取組結果に対する評価	○日本語指導者などに対する実践的な研修を実施している。 ・開催日時 令和元年6月18日(火)～令和元年6月21日(金) ・研 修 令和元年度外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修 ・参加人数 126名 ○「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」については、71地域で実施している(令和元年度)。 ○「定住外国人の子供の就学促進事業」については、24地域で実施している(令和元年度)。 ○「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒数は増加している。 ・14,018人(H28)→23,499人(H30) ○情報検索サイト「かすたねっと」のアクセス数については、100,403件となっている(平成30年度)。 ○「日本語指導アドバイザー」の派遣については、25カ所の派遣が予定されている(令和元年10月時点)。 ○日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のための教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、平成29年度以降、毎年度基礎定数化を着実に実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等	○公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等は10年間で1.5倍に増加しており、これらの児童生徒が日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばすとともに、共生社会を実現していくためには、学校において日本語指導も含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が確保されることが必要である。 そのため、外国人児童生徒等に対する教育の更なる充実を図ることを目的として、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人の子供の就学機会の確保、外国人児童生徒等に対する教育の充実、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等について検討を行っているところ。 ○日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のための教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、令和8年度までの10年間で、基礎定数化を着実に実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備												
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備												
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備												
	④具体的な取組 (小項目)		-												
	⑤具体的な取組 (内容)		外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。												
(2)	主な施策の取組状況		日本で生活する外国人への就労支援についての多言語での情報提供や相談体制の整備については、外国人が多く所在する地域のハローワーク(外国人雇用サービスコーナー等)において、地域の特性に応じた言語の通訳員の配置や専門相談員による職業相談、外国人が応募可能な求人開拓等により、安定的な就労の促進を図っている。												
(3)	取組結果に対する評価		計画策定前の平成27年度と比較して、平成30年度に外国人雇用サービスセンター等を経由した定住外国人等の就職件数は新規求職者数の減少に伴い減少したが、就職率については微増し、外国人の安定的な就労の促進に繋がった。 <table><tr><td></td><td>平成27年度</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>新規求職者数</td><td>62,015人</td><td>56,956人</td></tr><tr><td>就職件数</td><td>13,138件</td><td>12,167件</td></tr><tr><td>就職率</td><td>21.2%</td><td>21.4%</td></tr></table>		平成27年度	平成30年度	新規求職者数	62,015人	56,956人	就職件数	13,138件	12,167件	就職率	21.2%	21.4%
	平成27年度	平成30年度													
新規求職者数	62,015人	56,956人													
就職件数	13,138件	12,167件													
就職率	21.2%	21.4%													
(4)	今後の方向性、検討課題等		外国人は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、日本人労働者に比べ脆弱な立場に置かれている。そのため、引き続き、職業相談員等によるきめ細やかな職業相談、通訳員等の相談支援体制の整備、多言語対応の更なる充実などを行い、安定的な就労の促進に取り組んでいく。												
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当なし												
(6)	参考データ、関連政策評価等		・定住外国人等を対象に、職場における日本語コミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修(外国人就労・定着支援研修事業)を実施(平成30年は17都府県91都市において259 コースを実施し、4,311名が受講)。※男女別の数値については、把握していない。												

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。
(2)	主な施策の取組状況		利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)について、令和元年度より、外国人子育て家庭等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入した場合の加算を創設した。本加算を活用した取組については、全国会議の場等を活用し、各自治体へ依頼した。
(3)	取組結果に対する評価		令和元年度より創設された加算であることから、現時点での評価は困難である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、本加算に関する周知を行いつつ、各自治体の実態に応じ、本加算を活用した取組を行っていただくよう依頼していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		－
(6)	参考データ、関連政策評価等		－

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、平成30年3月に外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き等を内容とする「部屋探しのガイドブック」を8カ国語に多言語対応の拡充を行うとともに、同年12月25日付で不動産関係団体へ対し同ガイドライン・ガイドブックの周知・普及や無料相談窓口の充実等の協力を求める通知を発出。
(3)	取組結果に対する評価		不動産関係団体及び国土交通省ホームページにおいて、同ガイドライン・ガイドブックの公表を行うとともに、関係事業者への研修会等を通じて、周知・普及を図り、賃貸人の理解を深めることに貢献している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		外国人というだけで入居を拒む賃貸人が少なからず存在していることや、外国人が自ら物件を探すにあたり、情報や言語の対応が十分と言える状況ではないため、同ガイドライン・ガイドブックの更なる多言語対応の拡充や、賃貸人の外国人入居拒否感低減のための取組を検討し、引き続きホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と合わせて周知・普及を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		－
(6)	参考データ、関連政策評価等		－

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。
(2)	主な施策の取組状況		・都道府県において、人身取引及びDVに関する専門的知識を持った通訳者の養成研修を実施するための補助事業を実施。 ・婦人相談所において、外国人DV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費等を補助。
(3)	取組結果に対する評価		・児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、通訳者の養成研修を行うための「専門通訳者養成研修事業」を継続して実施しているが、実施自治体が少ない。(平成30年度:4県で実施) ・婦人相談所において、通訳雇上費等を行う「外国人婦女子緊急一時保護経費」の国費助成について、35都府県で実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、専門通訳者養成研修事業や外国人婦女子緊急一時保護経費の活用について継続して実施していくとともに、事業の周知に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(専門通訳者養成研修事業への補助) 令和元年度予算額:16,862,240千円の内数 婦人相談所運営費負担金(外国人婦女子緊急一時保護経費の補助) 令和元年度予算額:17,089千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	外国人が安心して暮らせる環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)	-	
	⑤具体的な取組 (内容)		③「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策の取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表している。加えて、政府では、毎年NGOとの間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		人身取引対策推進会議の開催等により、関係省庁において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有しているが、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を引き続き推進する必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		外国人人身取引被害者数 男性：0人 女性：9人

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	エ	性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応
	④具体的な取組 (小項目)		－
(1)	⑤具体的な取組 (内容)		性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。 また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。 さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。 その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		・アイヌの人々に対する差別の改善のためには、アイヌの歴史や文化の魅力についての国民の理解を深めることが重要であることから、アイヌの歴史や文化に関するパンフレットの作成やアイヌ文化の体験交流事業などに対する支援に取り組んでいる。また、平成31年4月に成立したアイヌ施策推進法においては、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を新たに定めている。
(3)	取組結果に対する評価		・これまでの取組により、アイヌ文化やアイヌの伝統に関する認知度が向上するなど、一定の成果が得られたと認識している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・これまでの取組に加え、アイヌ文化の復興等のナショナルセンターとして整備を進めている民族共生象徴空間において、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうなど、アイヌに関する国民の理解を深めるための取組を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	エ	性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。 また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。 さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。 その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に対応するとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めているほか、必要に応じて関係機関と密接な連携強化を図っている。 また、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。 啓発活動については、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、法務局等において、人権相談に積極的に対応していくとともに、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	2	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③具体的な取組 (大項目)	エ	性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		・公民館等の社会教育施設において、各地方公共団体の判断により、人権教育に関する講座を実施している。また、社会教育の中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や現職の社会教育主事等を対象にした研修等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、地域の実情に応じた人権教育が推進されるよう促した。 ・学校における人権教育については、各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者の集まる会議を開催し、人権教育に関する国内外の動向や関係法律の周知を行うこと等により、人権教育の推進を図っている。 ・学校における性的指向・性自認に係る児童生徒への対応については、平成28年に教職員の理解促進のための周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を作成し、すべての小中高等学校へ配布するとともに、教育委員会や教員等が参加する各種会議において配布・内容説明を行い、相談体制の充実や関係機関との連携を含む学校における適切な対応を促している。 ・大学における教育内容は、各大学の自主的・自律的な判断のもとで決定されるものであるが、文部科学省においては、各大学の教務担当者が集まる会議等において、人権教育に関する取組の推進について資料配布・説明により促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・各地方公共団体及び各教育委員会並びに学校等における人権教育の充実に資するものであったと考えられる。 ・性同一性障害等の児童生徒への支援については、周知資料の作成・配布や各種会議での周知により、学校における適切な対応が促された。 ・文部科学省では、従前より、各大学に対して人権問題についての一層の理解と適切な対応を各大学に対して求めてきたところであり、教職課程において人権に関する授業科目を必修としている大学の例があるなど、各大学における自主的な取組が推進されている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も様々な機会を通じて、人権尊重の精神の重要性について周知を行うなどし、人権教育の充実を図っていく。 ・性同一性障害等の児童生徒への支援については、資料の配布や各種会議における説明を行い、学校における適切な対応を促していく。 ・大学においては、引き続き、各種会議で周知を図るなど、各大学における自主的な取組を促していく。□

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連 政策評価等	—